

下水道使用料の賦課漏れについて(経過報告 4回目)

令和4年2月10日
松江市上下水道局

排水設備の適切な管理の徹底、下水道接続の促進及び未整備箇所の解消を図るために実施している排水設備現地調査において、その対象家屋を抽出する際に下水道使用料の賦課漏れが判明し、令和2年10月に発表しました。

その後、排水設備現地調査を実施するなかで、新たな賦課漏れがあることが判明し、令和3年7月末までの状況について、令和3年8月に経過報告を行いました。

この度は、令和4年1月末の状況について、その概要を報告します。対象となった皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1. 経過

「水道の契約はあるが下水道の契約がないところ」について、排水設備現地調査等を実施して排水処理の状況を確認したところ、既に下水道に接続済みの建物が存在していたことから、賦課漏れが判明したものです。

※ 排水設備現地調査の実施状況

令和2年7月に着手し、令和3年12月に概ね終了しました。建物所有者の現地立会が未済のものを除き、2,363戸の調査を実施しました。

2. 概要

賦課漏れの戸数等は下表のとおりです。(令和4年1月末までに金額が確定したもの)

	発表済み (R3年7月末の状況)	今回報告分	合計 (R4年1月末の状況)
賦課漏れ戸数(戸)	128	56	184
対象者数(名)	187	72	259
賦課漏れ金額(円)	19,928,483	12,326,153	32,254,636
うち5年を経過し時効となっている額	7,555,494	6,799,523	14,355,017

3. 主な原因

下水道の使用開始時に料金電算システムへの登録処理が行われていなかったこと、また、その後の確認ができなかったことによるものです。

4. 再発防止策

今後、水道メーターの新設(増設)時、または、料金電算システムの情報で「水道のみ」となっているところが使用開始される場合は、排水設備工事申請の有無や完了検査の実施情報等で下水道接続の有無について再確認を徹底します。

5. 対応

今回の対象者72名のうち、賦課漏れ額の全額が時効となった9名を除く63名の方について、訪問または電話により経過説明とお詫びをしたうえで、過去の下水道使用料(最長5年分)の納付をお願いしてまいります。

なお、令和3年8月報告分までのものについては、賦課漏れ額全額が時効となった23名を除く164名のうち、152名の方にお支払いの了承をいただいています。